

利益相反管理方針

1. 方針

当社は、暗号資産の交換等に伴い当社又は当社の利害関係人と利用者の利益が相反することにより利用者の利益が不当に害されることを「利益相反」と呼び、暗号資産の交換等に関する情報を適正に管理し、かつ、当該暗号資産の交換等の実施状況を適切に監視するための体制を整備することで、これを防止します。

当社役職員は利益相反を起こさぬよう適切に取引を執行するとともに、利益相反発生の惧れを認識した場合、速やかに利益相反管理の主管部に報告するものとします。

2. 当社にて「利益相反」のおそれがある類型として特定した対象取引は次の通りです。

- ・ お客様の売買注文情報を知っての自己勘定による取引

3. 管理方法

利益相反管理の主管部は内部管理統括部とし、統括管理責任者は内部管理統括部長とします。

対象取引は、システムで統制された取引執行体制および部門分離、情報隔壁により管理され、統括管理責任者が発生状況を監視します。

4. 当社には「お客様との利益相反」の利害関係者は特におりません。尚、当社関係会社は次の通りです。

株式会社マネーパートナーズグループ、株式会社マネーパートナーズ、株式会社マネーパートナーズソリューションズ

以上